

茶業振興についての取組について

平成二十八年十一月

自由民主党茶業振興議員連盟

会長 谷垣禎一

会長代行 森山裕

自由民主党茶業振興議員連盟は、昨年八月二十七日、政府に対し「茶業振興についての取組について」提言・要請活動を行った。この間、政府においてもきめ細かな対応を頂いてきたところである。

しかし、茶業を巡る環境は依然として極めて厳しいものがあり、具体的には、需給関係の緩みによる生産者価格の下落や燃料価格高騰などの生産コストの増大、異常気象による自然災害などにより、全国の茶生産農家の経営は深刻な苦境に立たされ続けている。

ついでには、茶生産農家はもとより茶業関係者が、将来にわたり、希望をもって安定した経営を継続できるよう、農林水産省をはじめ、消費者庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省（観光庁）等各府省が連携し左記に掲げる対策を総合的・戦略的に講じられることを、政府に対し強く要請する。

記

- 一、最近における茶生産者価格の著しい低落状況にかんがみ、地域毎の茶の需給・流通状況及び価格の把握を早急に進め、これに対応した今後の対策を検討すること。また、各産地の茶の価格の公表に当たっては、公表価格が茶の取引全体に与える影響に留意し、産地や流通の実態に即した公表を行い、価格差を分析し、その要因を明確にすること。
- 二、新しい生活様式や若い世代や海外における健康嗜好に合わせて、リーフ茶の水出し冷茶、ティーバッグ茶等の需要創出・拡大策を講じるとともに、お茶の国内外への販売促進活動を支援すること。あわせて茶文化の振興等を訴える国民運動を展開するための支援を講ずること。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国の各種イベントの折には、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」とセットで日本独自の「おもてなし」ブランドとして、お茶の普及推進に関係者一体となつて取り組むこと。さらに、在外公館等での会議・パーティ等における茶の提供の推進、職場等での「茶の接待」の推進、海外も含めておいしいお茶の淹れ方の普及等に努めること。
- 三、お茶の消費拡大および茶文化の普及促進を図るため、子供のころから緑茶に親しむ習慣を育むよう学校給食におけるお茶の飲用促進、上手な淹れ方教育に努めること。またお茶に関する高等教育機関として大学における茶学部等の創設、茶教育の充実を図ること。さらに世界遺産登録等に取り組むこと。
- 四、引き続き「機能性表示制度」等の積極的な活用に取り組むこと。また、健康長寿に貢献するお茶の効能について実証的な研究を推進すること。
- 五、お茶の輸出を一層拡大するため、輸出先国の嗜好調査、輸出用茶の生産対策に加え、外国政府・国際機関への働きかけも含め、障壁となっている海外の残留農薬基準や食品安全に関する規制の強化への対応、ブランド戦略や商標・GI等の知財戦略など海外市場開拓に必要な施策を更に強化すること。また、外国人に日本茶・日本文化を普及する団体や日本茶インストラクターの在外公館等を含む国内外での活動を支援するための措置を講ずること。
- 六、産地において茶の品質向上を図るため、老齢茶樹の改植及びこれに伴う未収益期間の支援対策、条件不利茶園の整理対策を確保すること。また、荒茶加工施設や防霜ファンなどの導入に係る支援事業を確保すること。
- 七、茶農家の経営安定と将来にわたる茶生産の維持のため、収入保険制度の検討を進めるとともに、新規就農・経営継承総合支援事業等を確保すること。
- 八、火山活動の活性化に伴う降灰被害を軽減するため、特殊自然災害対策施設緊急整備事業を確保すること。
- 九、お茶の販路拡大を図るため、茶商が国内外のニーズに対応したサービスやものづくりといった新事業の創出を図るための、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金を確保すること。
- 十、国際的な商品である茶の特性にかんがみ、多国間における貿易の円滑化、生産・消費の両面での課題解決に資する情報交換・交流の場に積極的に関与し、輸出環境の改善に向けて、情報収集・発信を行うこと。

右決議する。